

福井県公害防止条例の一部を改正する条例案の内容

1 大気汚染防止法および水質汚濁防止法の改正の趣旨の公害防止条例等への反映

大気汚染防止法および水質汚濁防止法の改正内容	福井県公害防止条例等における対応
<p>1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出状況の測定結果の未記録・虚偽の記録に対し、罰則を追加（規則で測定回数規定） 法定期間を経ない施設設置や立入検査の拒否等に適用される罰則の額の引き上げ（20万円→30万円） 	<p>条例改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ばい煙・排水の濃度等の測定結果の未記録・虚偽の記録に対し、罰則を追加 法定期間を経ない施設設置や立入検査の拒否等に適用される罰則の額の引き上げ（10万円→20万円）
<p>2 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進</p> <p>排出基準超過のおそれがある場合における改善命令に際しての「人の健康または生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」の規定を削除</p>	<p>改正必要なし</p> <p>（現行条例において、排出基準超過のおそれがある場合における改善命令に際しての「人の健康または生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」の規定なし）</p>
<p>3 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止</p> <p>汚水流出事故時における応急措置、届出（通報）を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象施設等）の拡大</p>	<p>条例改正必要なし</p> <p>公害防止条例施行規則の改正（予定）</p> <p>事故時における応急措置、事故発生届出、復旧工事、完了届出を義務付ける対象施設に改正法の施設を追加</p>
<p>4 事業者による自主的な公害防止の取組の促進</p> <p>事業者の責務規定を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ばい煙、汚水・廃液の排出状況の把握 ○汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施 	<p>条例改正</p> <p>汚水・ばい煙を排出し、または発生させる者の責務規定を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ばい煙、汚水・廃液の排出状況の把握 ○汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施

2 過料に係る規定の追加

〔背景〕

- (1) 大気汚染防止法等の公害関係法令においては、規制対象に係る氏名変更届出等の届出義務違反について過料が設けられているが、現行の福井県公害防止条例には同様の規定は設けられていない（従来、地方自治法の規定により条例で過料を科すことは認められていなかったため）。
- (2) 地方自治法の改正（平成11年7月6日改正、平成12年4月1日施行）により地方自治体においても条例で過料の規定を設けることができるようになった。

⇒このため、条例の規制対象に対する届出規定（氏名変更届出、承継届出等）の義務違反に過料を科す規定を追加

(参考) 大気汚染防止法・水質汚濁防止法と福井県公害防止条例との罰則比較

		法(大気・水質)		条例		旧条例					
		懲役	罰金	懲役	罰金	懲役	罰金				
1	計画変更命令・計画廃止命令、改善命令、施設の使用の一時停止命令(排出水の排出の一時停止命令、特定地下浸透水の浸透の一時停止命令)に違反した場合	1年以下	100万円以下	1年以下	50万円以下	1年以下	10万円以下				
2	排出基準に適合しないばい煙(排出水)を排出した場合	6月以下	50万円以下	6月以下	30万円以下	6月以下	10万円以下				
	事故時・水質異常時の措置命令に違反した場合								罰金なし		
	一般粉じん発生施設を設置しているものが、都道府県知事の基準適合命令または使用の一時停止命令に違反した場合等							—	—	—	—
	特定粉じん排出等作業の方法に関する計画変更命令、作業規準適合命令・作業の一時停止命令に違反した場合							—	—	—	—
	大気汚染の緊急事態の措置命令に違反した場合							—	—	—	—
3	過失による2の場合	3月以下	30万円以下	3月以下	20万円以下	3月以下	5万円以下				
4	ばい煙発生施設(VOC排出施設、特定施設、特定工場)の設置届出もしくは変更届出、または特定粉じん排出等作業の実施届出をせず、または虚偽の届出をした場合	3月以下	30万円以下	3月以下	20万円以下	3月以下	5万円以下				
5	ばい煙発生施設(VOC排出施設、特定施設、特定工場)の使用届出または一般粉じん発生施設の設置届出、変更届出もしくは使用届出をせず、または虚偽の届出をした場合		20万円以下 →30万円以下		10万円以下 →20万円以下(案)		5万円以下				
	ばい煙発生施設(VOC排出施設、特定施設、特定工場)の設置届出または変更届出後、期間短縮を受けず60日を経過しないうちに当該設置等を行った場合						罰金なし				
	報告徴収または立入検査において報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した場合						5万円以下				
	(今回追加)ばい煙量、ばい煙濃度(排出水、特定地下浸透水の汚染状態)の記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった場合		0→30万円以下		0→20万円以下(案)		罰金なし				
6	氏名の変更等の届出または承継届出、もしくは災害その他非常事態の発生により緊急に行う特定粉じん排出等作業の実施届出をせず、または虚偽の届出をした場合		【過料】 10万円以下		【過料】 0→3万円以下(案)		罰金なし				
7	事故発生届出をせず、または虚偽の届出をした場合	—	—	—	5万円以下	—	3万円以下				

* 条例と法律の対象施設は異なる

「→」は、今般の法改正、条例改正による変更